写

日田市監査委員告示第　８　号

地方自治法第１９９条第９項の規定により、定期監査の結果を次のとおり公表する。

監査対象　：人権・部落差別解消推進課、人権啓発センター、
地区集会所、農業振興課

令和８年１０月８日

日田市監査委員　　小ケ内　聡行

同　　梶原信幸

(注)書類は当市監査委員事務局に保管しています。

令 和 ８ 年 度 定 期 監 査 結 果 報 告 書

１　監査の対象　　人権・部落差別解消推進課、人権啓発センター、地区集会所、農業振興課

２　監査の期間　　令和８年９月１日から令和８年10月２日まで

３　監査の場所　　監査委員事務局

４　監査の着眼点

令和８年度監査等業務実施要綱第３条の規定により、令和７年度における人権・部落差別解消推進課、人権啓発センター、地区集会所、農業振興課の財務に関する事務が、関係法令・条例等に基づき適正に処理されているか、前回監査の指摘事項等が改善されているかなどに着眼し、関係書類等の審査を行ったものである。

５　監査の実施内容

日田市監査基準に準拠し、令和７年度に執行された財務事務を主に、あらかじめ提出を求めた資料に基づき、所属長及び担当者からの説明聴取や質疑応答を行い、加えて帳票等の照合及び証拠書類を調査する方法により実施した。

６　監査の結果

監査の結果については、全般的に見て概ね良好に処理されている。

なお、口頭で指摘した事項については検討・改善を図られ、今後も引き続き適正な事務処理に努めるよう要望するものである。